

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課）	7
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総合政策部総務課）	8
○北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………（市町村課）	8
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（生物多様性保全課）	9
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	9
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………（住宅課）	9
○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例……………（財務指導課）	10
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	10

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に

「(第14条を除く。)」を加える。

第24条第 1 項第 5 号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道内に住所を有するもの

第26条の 3 第 1 項第 3 号中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

第34条の 2 中「の法人税割及び利子割」を削る。

第37条の10中「第 8 条の 3 第 2 項」を「第 3 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第 8 条の 3 第 4 項第 2 号」に改める。

第37条の12中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「という。）」の次に「又は同法第41条の12の 2 第 3 項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第37条の13中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第37条の14第 2 項を削る。

第37条の17中「選択口座が」を「租税特別措置法第37条の11の 4 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座が」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第37条の18第 1 項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第 2 項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別

措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

附則第5条の4第1項中「及び次条」を「、次条及び附則第12条の5第3項」に改め、同項第1号中「第41条第2項」の次に「から第4項まで」を加え、同項第2号ウ中「第10条の5」を「第10条の5の4」に、「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改め、同項第3号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同条第3項中「附則第2条の6」を「附則第2条の3」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同項第1号中「第41条第2項」の次に「から第5項まで」を加え、「第5項」を「第10項から第12項まで」に改め、同項第2号中「第41条の18」の次に「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3」を加え、「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 道民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであって、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

附則第5条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(寄附金税額控除における特例控除額の特例)」を付し、同条中「附則第12条第1項」の次に「、附則第12条の2第1項」を加える。

附則第5条の7を附則第5条の8とする。

附則第5条の6中「前条」を「附則第5条の5」に改め、同条を附則第5条の7とし、附則第5条の5の次に次の1項を加える。

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の道民税についての第26条の3及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条の3第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、

「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第7条を削り、附則第7条の2を附則第7条とし、同条の次に次の1項を加える。

（法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金の免除の特例）

第7条の2 当分の間、第42条第10項及び第11項に規定する延滞金（以下この条において「徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であって法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この条において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する徴収の猶予をした法人の事業税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第42条第10項中「期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞金額（法附則第3条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第15条の9第1項に規定する特例延滞金額をいう。次項において同じ。）を超える部分の金額」と、同条第11項中「の2分の1」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

附則第9条の4の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の道民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第25条」を「利子所得及び配当所得については、第25条」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で規定するところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「道民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式

等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、道民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の道民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、道民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、同条第3項第2号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第3号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「(同項)」を「(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項)」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

附則第10条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第12条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該道民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第2項中「道民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する道民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他政令附則第18条第4項各号に掲げる事由により交付を受ける同項各号に定める金額並びに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項並びに」を「同条第3項及び第4項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額(これら)」を削り、「同法第37条の10第1項」を「所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。)」を削り、同条第3項を削り、同条第4項第2号及び第3号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第12条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る道民税の課税の特例)

第12条の2 当分の間、道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第25条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で規定するところにより計算した金額(当該道民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第25条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する道民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する道民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「附則第12条第1項」とあるのは「附則第12条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第12条の3の3の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項及び次条において同じ。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第5条の4又は附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第5条の4第1項第2号イ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第10条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第10条の	租税特別措置法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

3第1項	第31条の3第1項	特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第11条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第12条の3の3第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった道民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第5条の4又は附則第10条から附則第11条までの規定を適用する。

附則第12条の5を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第12条の5 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条

の４の２の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第５条の４第１項	租税特別措置法第41条又は第41条の２の２	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２
附則第５条の４第１項第１号	租税特別措置法第41条第２項から第４項まで若しくは第41条の２	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第２項から第４項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２
附則第５条の４第１項第３号	租税特別措置法第41条、第41条の２の２、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２若しくは租税特別措置法
附則第５条の４の２第１項	租税特別措置法第41条又は第41条の２の２	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２
附則第５条の４の２第１項第１号	租税特別措置法第41条第２項から第５項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の２	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第２項から第５項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２
附則第５条の	租税特別措置法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

４の２第１項第２号	第41条、第41条の２の２、	特例に関する法律第13条第１項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２若しくは租税特別措置法
附則第５条の４の２第２項第２号	租税特別措置法第41条の２の２	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第１項の規定により適用される租税特別措置法第41条の２の２

２ 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第３項若しくは第４項又は第13条の２第１項から第６項までの規定の適用を受けた場合における附則第５条の４及び附則第５条の４の２の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第４項の規定は、適用しない。

附則第５条の４第１項第１号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成７年法律第11号）第16条第１項から第３項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第３項若しくは第４項若しくは第13条の２第１項から第６項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成７年法律第11号）第16条第１項から第３項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第３項又は第４項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第５項第１号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第２項から第４項まで若しくは第41条の２、阪神・淡路大震災の被災者等に係る

		国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
附則第5条の4の2第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「3万9,000円」とあるのは「5万4,600円」とする。

附則第13条中「附則第7条の2」を「附則第7条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第5条の4第1項第2号ウの改正規定（「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改める部分に限る。）、同条第3項の改正規定及び附則第5条の4の2第1項第2号の改正規定（「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 第22条第1項の改正規定及び次項の規定 平成26年4月1日

- (3) 附則第5条の4第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、附則第5条の4の2の改正規定（同条第1項第2号に係る部分を除く。）並びに附則第12条の5の改正規定 平成27年1月1日
 - (4) 第24条第1項、第26条の3第1項第3号、第34条の2、第37条の10、第37条の12及び第37条の13の改正規定、第37条の14第2項を削る改正規定並びに第37条の17及び第37条の18の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定 平成28年1月1日
 - (5) 附則第5条の5の改正規定（「附則第12条第1項」の次に「、附則第12条の2第1項」を加える部分に限る。）並びに附則第9条の4の3、第12条及び第12条の2の改正規定並びに附則第7項、第10項及び第11項の規定 平成29年1月1日（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の規定は、平成26年4月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の北海道税条例（以下「旧条例」という。）第22条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第24条第1項第5号及び第34条の2の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。
 - 4 新条例第37条の10、第37条の12及び第37条の13の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。
 - 5 新条例第24条第1項第7号、第37条の14、第37条の17及び第37条の18の規定は、平成28年1月1日以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
 - 6 新条例附則第5条の6及び第5条の7の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成25年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
 - 7 新条例附則第5条の5、第9条の4の3、第12条及び第12条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの

個人の道民税については、なお従前の例による。 8 新条例附則第7条の2の規定は、法人の事業税の徴収猶予に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。 9 新条例附則第12条の3の3第2項の規定は、道民税の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。 (北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正) 10 北海道税条例の一部を改正する条例(平成20年北海道条例第76号)の一部を次のように改正する。 附則第3項中「前」との次に「、附則第12条第1項」とあるのは「北海道税条例の一部を改正する条例(平成25年北海道条例第36号)による改正後の北海道税条例(以下この項において「新条例」という。)附則第12条第1項又は附則第12条の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第12条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) 又は新条例附則第12条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。 (北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置) 11 前項の規定による改正後の北海道税条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の北海道税条例附則第12条の2の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年7月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第37号	特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例(昭和60年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。 「第6章 振興拠点重点整備地区における不均一課税(第23条・第24条)」を「第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税(第23条・第28条)」に改める。 第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。 第11条中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。 第12条中「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業」を「次に掲げる事業」に、「第2条」を「第3条」に改め、同条に次の各号を加える。 (1) 製造の事業 (2) 旅館業 (3) 情報サービス業 (4) 有線放送業 (5) インターネット附随サービス業 (6) 次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務 第14条中「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業」を「第12条各号に掲げる事業」に改める。 第15条中「製造の事業又はソフトウェア業」を「第12条各号(第2号を除く。)に掲げる事業」に改める。 第16条中「平成25年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。
---	---

第6章を削る。

第7章中第25条を第23条とし、第26条から第28条までを2条ずつ繰り上げ、同章を第6章とする。

附則第2項中「第25条」を「第23条」に改める。

附則第3項中「、第23条」を削り、「第26条」を「第24条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）第16条の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 新条例第12条、第14条及び第15条の規定中新条例第12条第3号から第6号までに掲げる事業に係る部分は、平成25年4月1日以後に当該事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除について適用する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第1中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

- 4 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 条例第4条第1項ただし書の規定による空港設備の使用の許可
- (2) 条例第5条第1項の規定による離着陸設備又は格納庫の使用等の届出の受理
- (3) 条例第5条第2項の規定による航空機の停留に係る指示
- (4) 条例第6条の規定による空港設備の使用の許可の申請の受理

奥尻町、
礼文町及
び利尻富
士町

- (5) 条例第7条の規定による工作物の設置等の許可の申請の受理
- (6) 条例第7条の2第1項本文の規定による営業の許可の申請の受理
- (7) 条例第8条の規定による使用の停止の命令及び許可の取消し（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

別表第2中「浦幌町」を「陸別町 浦幌町」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては陸別町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- （北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 3 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1の18の項を削る。

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(北海道環境生活部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道環境生活部手数料条例(平成12年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表32の8の項中「動物取扱業者の」を「第一種動物取扱業者の」に、「動物取扱業者登録申請手数料」を「第一種動物取扱業者登録申請手数料」に改め、同表32の9の項中「動物取扱業者の」を「第一種動物取扱業者の」に、「動物取扱業者登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業者登録更新申請手数料」に改め、同表32の10の項中「動物取扱業者登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業者登録証再交付手数料」に改める。

(北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「第7条第3項」を「第7条第6項」に改める。

第21条第1項中「第24条第1項」の次に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中176の項を177の項とし、同表175の項中「(昭和42年大蔵省令第37号)」を削り、同項を同表176の項とし、同表174の項の次に次のように加える。

175 登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号)第2条第1項第2号イ、第2条の8第2号イ又は第4条第3号イの規定に基づく登記に係る不動産が保育所の用に供するものである旨を証する書類の交付	保育所の登記に係る証明書 交付手数料	420円	交付申請のとき
--	-----------------------	------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。
第6条中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 7 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

- 2 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例附則第 2 項の規定は、延滞金（平成22年 4 月 1 日前に発せられた納入通知書に係る収入金を完納しない場合に徴収する延滞金を除く。）のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
（北海道道路占用料徴収条例の一部改正）
- 3 北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同条第 1 項」の次に「及び同条例附則第 2 項」を加える。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「462人」を「463人」に、「801人」を「802人」に、「5,918人」を「5,923人」に、「3,093人」を「3,095人」に、「10,274人」を「10,283人」に、「11,545人」を「11,554人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
